

水産制度資金のしおり



令和4年7月

愛媛県農林水産部水産局漁政課

目 次

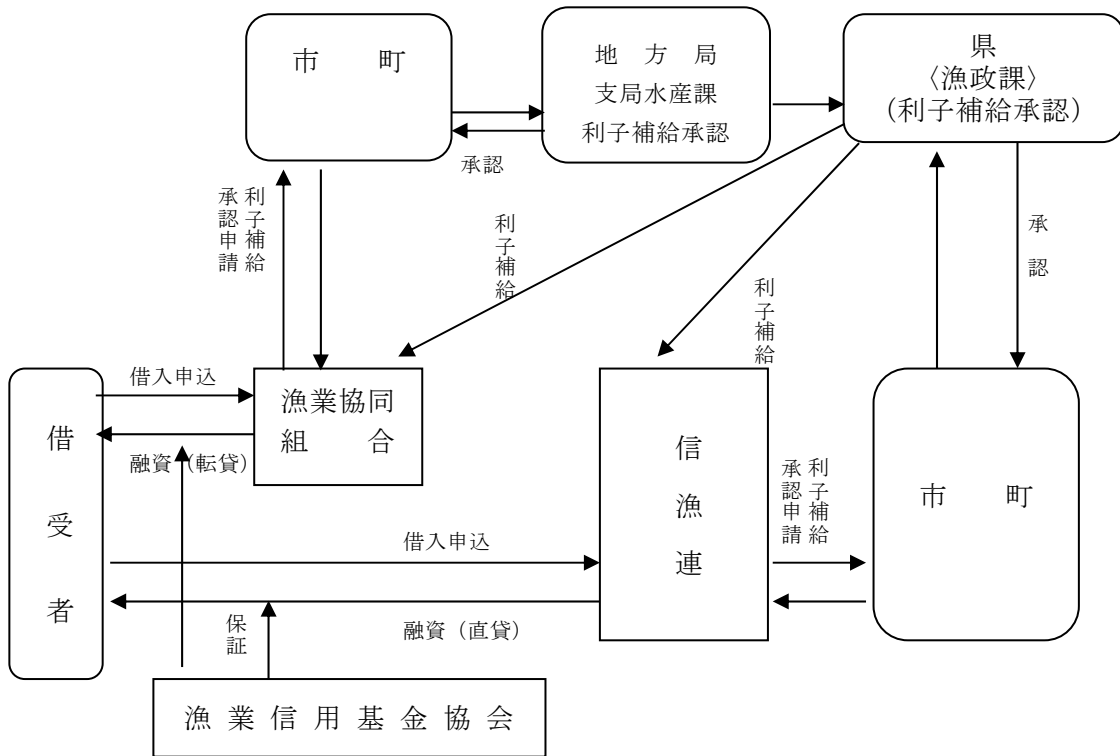
1	漁業近代化資金	2
2	沿岸漁業改善資金	6
3	漁業經營維持安定資金	12
4	農林漁業共同化資金	14
5	日本政策金融公庫資金	16

1 漁業近代化資金

融資対象事業	次の1～8号に掲げる事業（別表参照） 1・2号 漁船 3号 漁船漁具保管修理施設等の漁業用施設 4号 水産種苗生産用機具等の漁業用機具 5号 養殖いかだ等の漁具（母貝・核の取得を含む。） 6号 1年以上育成する水産動植物の種苗の購入又は育成 7号 漁村情報処理・通信施設等の漁村環境整備 8号 漁場改良造成施設、共同利用船舶、特定の漁家住宅等	
借受資格者	漁業を営む個人及び法人、水産加工業を営む個人及び法人 漁業協同組合、漁業協同組合連合会等	
貸付利率	金利は随時変動しますので、お問い合わせください。	
貸付限度額	個人及び法人	1,800万円～3億6,000万円（別表参照）
	漁業協同組合	12億円
償還期限	5～20年以内（別表参照）	
据置期間	2～3年以内（別表参照）	
融資率	事業費の80%以内	
その他	1 償還方法 元本均等償還 2 取扱金融機関 漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会	

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

《借入手続き》



別表

資金の種類		
番号	種類	融 資 対 象 施 設
1号	漁船資金	20トン未満の漁船の建造、取得、改造（附属機器の取得を含む。）
2号		20トン以上130トン未満漁船の建造、取得、改造（附属機器の取得を含む。）
3号	施設資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設、漁業用通信施設
4号	機具資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具、生産・経営管理情報処理用機具
5号	漁具資金	漁具、養殖いかだ、はえ縄式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設、小割り式養殖施設
6号	種苗購入育成資金	<p>養殖資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常1年以上の期間育成する指定水産動植物(注)（ただし、とこぶし、はまぐり及びわたりがにを除く。）の種苗の購入又は育成 <p>増殖資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにの種苗の購入又は育成
7号	漁村環境整備施設資金	漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道、廃棄物処理施設
8号	農林水産大臣特認資金	漁場改良造成施設、水産物処理加工公害防止施設、共同利用船舶、海浜等環境活用施設、漁村給排水施設、漁家住宅、初度の経営資金、密漁監視施設、水産業労働力確保施設

償還期限(年)	据置期間(年) (左のうち)	貸付限度額	備考
20 〔木船 9 機器 10〕	3 〔木船 2 機器 2〕	○20t以上の漁船を使用して漁業を営む個人及び法人 3億6,000万円 ○水産養殖業者(法人) 3億6,000万円	(融資率) 事業費の80%以内
15 共同利用 (漁協等) 20	3	○二以上の複合経営者 3億6,000万円 ○20t未満の漁船を使用して漁業を営む個人及び法人、水産養殖業者(個人) 9,000万円	(融資機関) ・漁業協同組合 ・県信用漁業協同組合連合会 ・農林中央金庫等
7 共同利用 (漁協等) 10	2	○上記以外 1,800万円 ○漁協等 12億円	(注1) 漁船リース事業に係る1号又は2号資金の貸付については、共同利用施設の基準金利等を適用する。
5 〔大型定置網 10〕	2		(注2) 指定水産動植物とは、あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かきご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがにである。
5 共同利用 (漁協等) 20	3		
12 〔給排水・住宅・ 労働力確保15 初度的経営5〕	2 〔給排水・住宅・労 働力確保3 初度的経営2〕		
共同利用 (漁協等) 15	3		

2 沿岸漁業改善資金

融 資 対 象 事 業	1 経営等改善資金 近代的な漁業技術又は漁ろうの安全確保のための機器・施設等の導入に必要な資金 2 生活改善資金 漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金 3 青年漁業者等養成確保資金 青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得に必要な資金 なお、各資金の種類については別表参照
借受資格者	1 経営等改善資金 沿岸漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、沿岸漁業を営む会社（従業員20人以下）、認定中小企業者、促進事業者 2 生活改善資金 沿岸漁業の従事者 3 青年漁業者等養成確保資金 青年漁業者、沿岸漁業労働従事者、沿岸漁業労働従事者を使用する沿岸漁業経営者
貸付利率	無利子
償還期間等	2年以内～10年以内（据置期間0～3年以内）（別表参照）
貸付限度額	10万円～5,000万円（各資金通算5,000万円）（別表参照）
そ の 他	1 償還方法 年1回元金均等償還 2 事務取扱機関 信漁連 3 機器等の設置については、それぞれの型式認定基準に適合すること

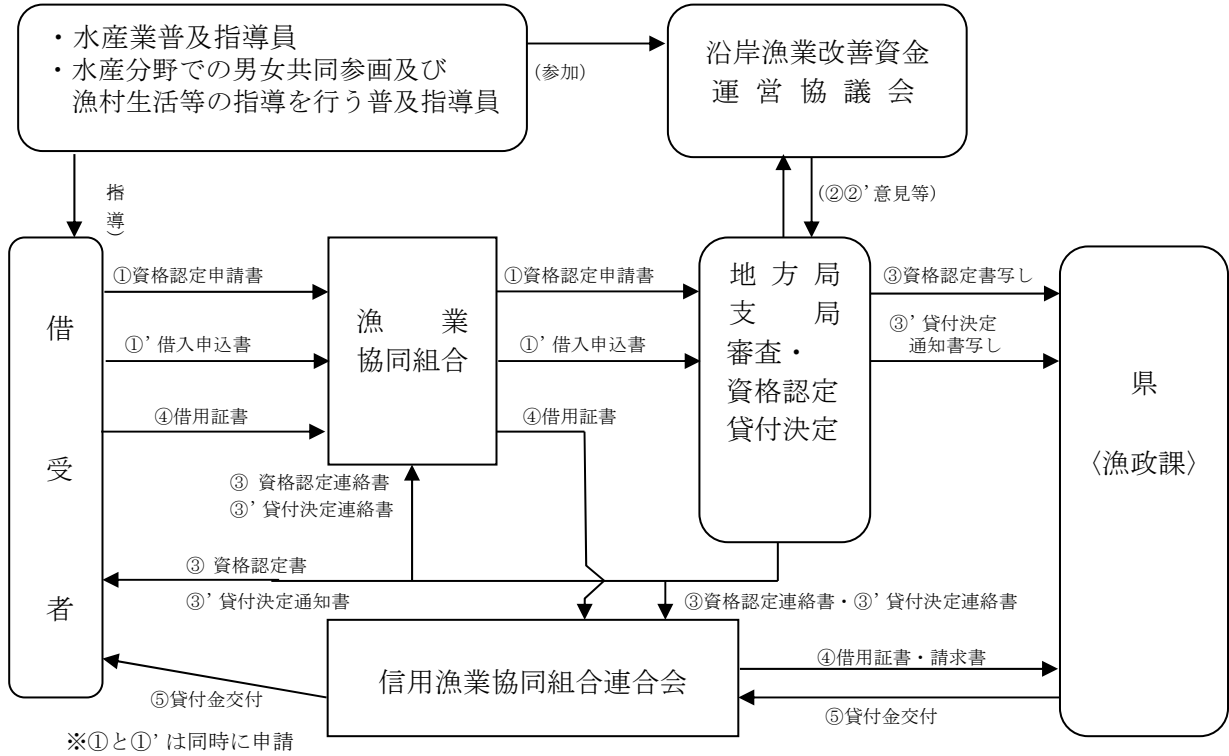
相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

【令和4年度改正の概要】

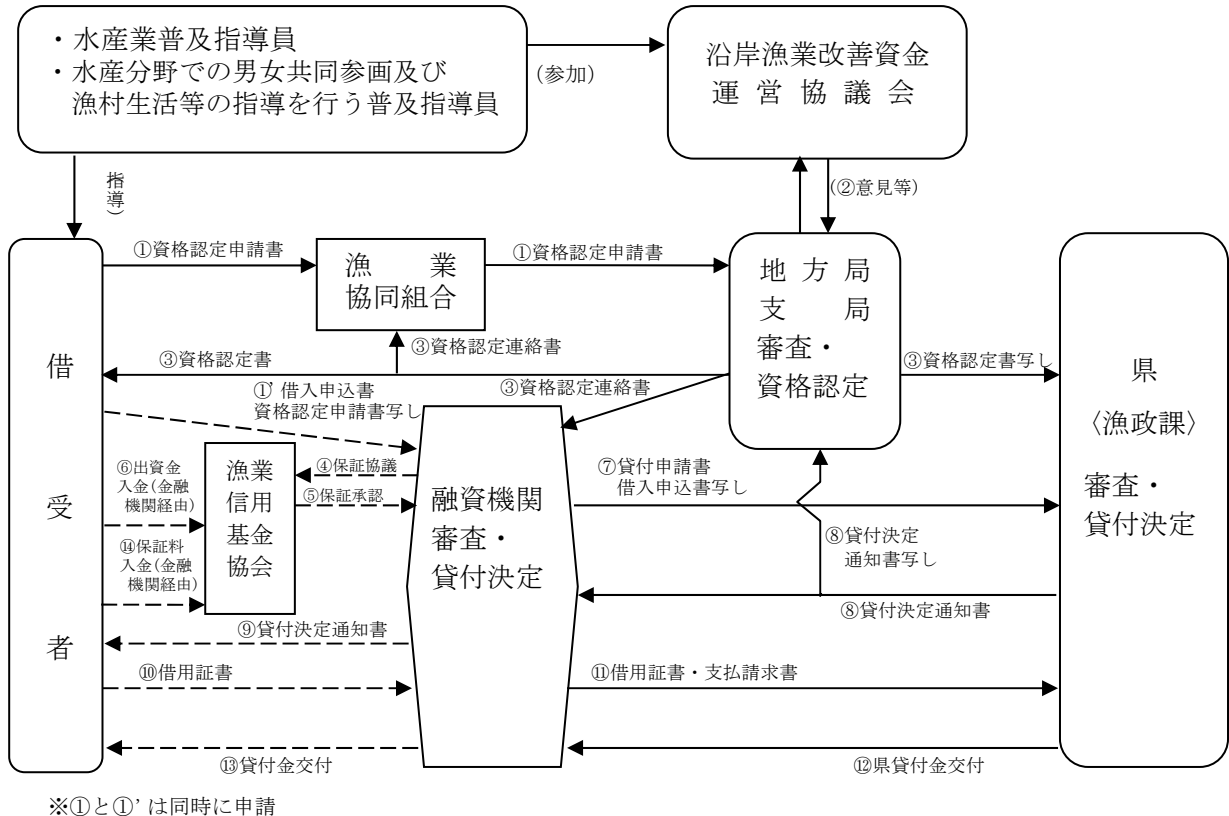
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第44号）が令和3年5月26日に公布され、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）が改正されたことにより、都道府県が融資機関（農中・信漁連・銀行・信用金庫）に必要な資金を貸し付け、当該融資機関が沿岸漁業従事者等者に沿岸漁業改善資金を貸し付ける（転貸融資方式）ことが可能になるとともに転貸融資方式により貸付けを受けるものが負担する債務について、漁業信用基金協会が保証を行うことが可能となった。

沿岸漁業改善資金 借入手続の流れ（令和4年改正後）

《 直 貸 方 式 》



《 転 貸 方 式 》



沿 岸 漁 業 改 善

区分	資 金 種 類	貸 付 内 容
経 営 等 改 善 資 金	1 操船作業省力化機器等 設置資金	自動操だ装置 遠隔操縦装置 レーダー 自動航跡記録装置 GPS受信機 サイドスラスター
	2 漁ろう作業省力化機器等 設置資金	動力式つり機 ラインホーラー等の揚縄機 ネットホーラー等の揚網機 漁業用ソナー カラー魚群探知機 海水冷却装置 巻取りウインチ 放電式集魚灯 漁業用クレーン 漁獲物等処理装置 海水殺菌装置 潮流計
	3 補機関等駆動機器等 設置資金	補機関(動力取出し装置付きの推進機関を含む。) 油圧装置
	4 燃料油消費節減機器等 設置資金	推進機関(漁船用環境高度対応機関) 定速装置 発光ダイオード式集魚灯
	5 新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗、餌料等
	6 資源管理型漁業推進 資金	改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器、船上活魚装置、蓄養 施設、加工設備等
	7 環境対応型養殖業推進 資金	造粒機、自動給餌機、自動網生けす洗浄機、餌料成分分析 機、水質・底質測定機等

資金貸付条件一覧

貸付限度額(万円)		償還期間※ (うち据置期間)
1台	100	500 7年以内(1年以内) 農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)
1台	50	
1台	180	
1台	120	
1台	130	
1台	400	
1件	500	500 7年以内(1年以内) 農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)
1台	120	
1台	120	
1台	500	
1台	150	
1台	180	
1台	500	
1セット	200	
1台	400	
1台	500	
1台	300	
1台	500	
1台	400	500 7年以内(1年以内) 農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)
1台	500	
1台	2,400	2,500 7年以内(1年以内) 農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は9年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は9年以内(1年以内)
1台	120	
1セット	1,300	
1件	400	400 4年以内(2年以内) 農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は5年以内(3年以内) バイオ燃料法関連の場合は5年以内(2年以内)
		1,200 10年以内(3年以内) 農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は12年以内(5年以内) バイオ燃料法関連の場合は12年以内(3年以内)
		2,000 10年以内(3年以内)
漁場環境適正化管理協定に基づく取組:1,200		農商工等連携促進法又は六次産業化法関連の場合は12年以内(5年以内) バイオ燃料法関連の場合は12年以内(3年以内)

経営等改善資金	8 乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり 安全カバー装置 揚網機安全装置
	9 救命消防設備購入資金	救命胴衣 消火器 イーパブ レーダートランスポンダ 小型漁船緊急連絡装置
	10 漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横移動防止装置 甲板下の魚槽
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射器 無線電話
	12 漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識 (灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイ)
	13 特認資金	5WDSB方式無線電話
生活改善資金	1 生活合理化設備資金	し尿浄化装置 改良便所 自家用給排水施設(動力ポンプを除く。) 太陽熱利用温水装置
	2 住居利用方式改善資金	居室(居間、寝室、子供室、老人室)の改造 炊事施設(炊事場、食事室等)の改造 衛生施設(浴室、便所、洗面所等)の改造 家事室等(家事室、更衣室、土間等)の改造
	3 婦人・高齢者活動資金	漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等
養青年確保業者等資金	1 研修教育資金	国内研修(旅費、教材費、授業料、視察費等) 国外研修(")
	2 高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ、制御装置等
	3 漁業経営開始資金	漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等

※ 東日本大震災特財法関連の場合は償還期間及び据置期間を3年延長

1件	50	}	150	5年以内 (1年以内)
1件	50			
1件	40			
1件	10	}	130	2年以内 (-)
1件	10			
1件	60			
1件	65			
1件	130			5年以内 (-)
1件	30	}	150	5年以内 (1年以内)
1件	100			
1件	40	}	80	5年以内 (-)
1件	40			
1人	70	}	130	5年以内 (-)
1団体・会社	130			
			800	5年以内 (1年以内)
1件	30		30	3年以内 (-)
1件	30		30	
1件	10		10	2年以内 (-)
1件	10		10	
1件	150	}	150	7年以内 (-)
1件	150			
1件	150			
1件	150			
1件	80		80	3年以内 (-)
1人	180	}	180	5年以内 (1年以内)
1人	100			
1人	150		150	5年以内 (-)
1人・団体	2,000		2,000	10年以内 (3年以内) バイオ燃料法関連の場合は12年以内 (3年以内)
中核的漁業者協業体:5,000 一の区分された沿岸漁業部門 の経営開始:800				

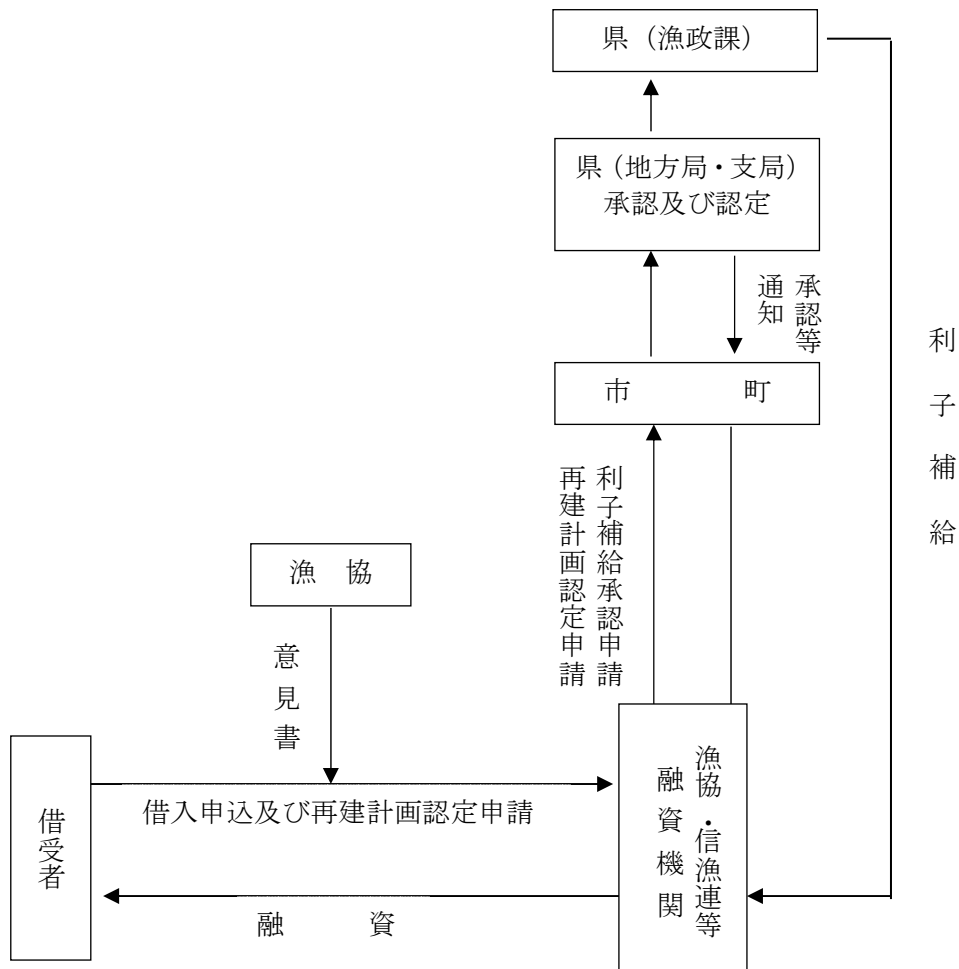
3 漁業経営維持安定資金

<p>融資対象事業</p>	<p>次に掲げる各債務の整理資金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 返済期日到来後未返済となっている債務 2 返済期日未到来の債務のうち、期間延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化していると認められる債務 3 賃金、退職金の未払債務 4 金融機関以外の者からの借入金 5 漁業に関する保証債務又は連帯債務であって、債務者の倒産等により履行を必要とされているもの 6 その他知事が漁業経営の再建を図るために特に必要であると認めた債務 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>(1) 個々の債務を判定する代わりに「固定資産－(自己資本+固定負債)」の額に相当する債務を整理対象債務とすることができる。この場合、5の債務については別額扱いとし、個別に判定する。</p> <p>(2) 制度資金については、1以外は対象としない。</p> <p>(3) 対象債務は、原則として漁業に関する債務である。但し、漁業関連事業の債務、漁家の生活に関する債務を併せて整理しなければ再建を図ることが特に困難と認められるときは、整理の対象とすることができる。</p> </div>
<p>借受資格者</p>	<p>次に掲げる中小漁業者で、再建計画につき知事の認定を受けたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁家経営（使用漁船の合計総トン数が30トン未満の漁船漁業、養殖漁業、小型定置網漁業を主として営む個人）にあつては、上記債務を有し本制度によりその整理が必要と認められるもの 2 企業経営（漁家経営以外のもの）にあつては、次の要件のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 直近3ヶ年（漁業経営の急激な悪化に伴い、債務を緊急に整理することが特に必要と認められるものにあつては2ヶ年）の漁業収支が通算して損失となっているもの (2) 直近の事業年度の末日（再建計画を作成するため特定の日）に仮決算したときはその日 現在において $\frac{\text{固定資産} - (\text{自己資本} + \text{固定負債})}{\text{固定資産}} \geq 0.1 \text{ のもの}$
<p>貸付利率</p>	<p>金利は随時変動しますので、お問い合わせください。</p>

償還期限等	原則として10年以内（特認15年以内、3年以内の据置期間を含む。）		
貸付限度額	1 漁船漁業を主として営むもの		
	(1) 使用漁船の合計総トン数 30トン未満		4,000万円
	(2) " 30～50トン未満		7,000万円
	(3) " 50～100トン未満		12,000万円
	(4) " 100～200トン未満		15,000万円
	(5) " 200～500トン未満		24,000万円
	(6) " 500トン以上		40,000万円
	2 養殖業を主として営むもの		4,000万円
3 定置漁業を主として営むもの			
(1) 大型定置漁業を主として営むもの		8,000万円	
(2) 小型定置漁業を主として営むもの		4,000万円	
その他	1 償還方法	元本均等償還	
	2 取扱金融機関	信漁連、漁協、農林中央金庫、銀行、信用金庫	

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

《 借入手続き 》

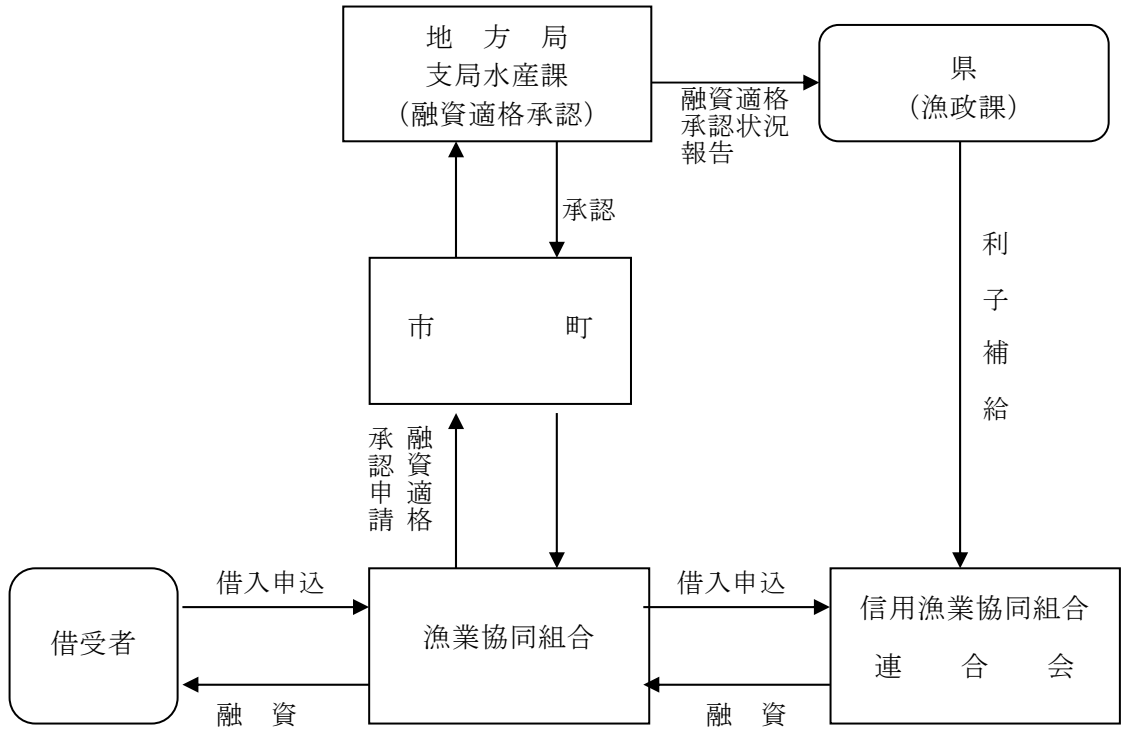


4 農林漁業共同化資金

融 資 対 象 業 事	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	成育期間1年未満の魚類の購入 耐用年数を経過した20トン未満の 漁船の取得 青年漁業者の技術習得 青年漁業者の住居の改善
借受資格者	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	漁業者、漁業協同組合、 漁業協同組合連合会 漁業者 青年漁業者 青年漁業者 漁業者、漁業協同組合、 漁業協同組合連合会
貸付利率	金利は随時変動しますので、お問い合わせください。	
償還期限等	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	4年以内 5年以内 (2年以内の据置期間を含む) 5年以内 (1年以内の据置期間を含む) 5年以内 5年以内
貸付限度額	1 水産養殖資金 2 小型漁船取得資金 3 海外研修資金 4 住居改善資金 5 その他農林漁業共同化事業	事業費の80%以内 (青年漁業者は90%以内で400 万円まで) 50万円 80万円 事業費の80%以内
そ の 他	1 償還方法 2 取扱金融機関	元金均等償還 信漁連

相談窓口：愛媛県各地方局・支局水産課、各漁協、信漁連

《 借入手続き 》



漁業施設の整備	
海面・内水面の養殖生質を整備したい 陸上養殖施設を整備したい 漁具倉庫を設置したい	認定漁業者の場合
	山村地域・過疎地位の場合
	漁業者の場合
	共同利用漁具の場合

負担する額の70～80% または 3,000万円～3億円	のいずれか低い額	15年以内	3年以内	漁業経営改善支援資金
負担する額の80%	または 1,300万円～5億円	のいずれか低い額	8年以内	振興山村・過疎地域経営改善資金
負担する額の80%	または 2,500万円～3億円	のいずれか低い額	3年以内	農林漁業施設資金
※一部は負担する額の80%				
負担する額の80%			20年以内	

災害等のセーフティネット機能	
漁業関係の負債を借り換えたい	負債が公庫資金の場合
	負債が民間資金の場合
災害や社会的・経済的な環境変化などにより漁業経営が影響を受けたので、経営を安定させたい	

5年間に支払う負債の合計額	または 所有漁船1隻当たり 3,000万円～1億円	のいずれか低い額	15年以内	3年以内	漁業経営安定資金
600万円	750万円～4,500万円		20年以内	3年以内	農林漁業セーフティネット資金
または 簿記記帳を行い、特に必要な場合は 年間経営費または粗利益の12分の3			10年以内	3年以内	

水産加工施設の整備	
水産物の加工施設を建設したい	

負担する額の80%	10年超 15年以内	3年以内	水産加工資金
-----------	---------------	------	--------

中山間地域の水産物・資源の活用	
新商品、新技術を利用した製品の製造・販売を行いたい	
漁業資源を活用した施設(体験漁業、遊漁等)を整備したい	

負担する額の80%	10年超 15年以内	3年以内	中山間地域活性化資金
-----------	---------------	------	------------

※本表は日本政策金融公庫の主な水産関係資金を概略的にまとめたものです。詳細な貸付条件等については、お問い合わせください。

※利率は変動しますので、お問い合わせください。

※お問い合わせ先：日本政策金融公庫 松山支店 089-933-3371



借入手続等については、
県漁政課・地方局水産課、市町水産主務課、
県信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合に
お気軽にご相談ください。

【参考】

愛媛県農林水産部水産局漁政課	松山市一番町四丁目4番地2	(089) 912-2605
東予地方局 水産課	西条市丹原町池田1611	(0898) 68-6743
〃 今治支局 水産課	今治市旭町一丁目4番地9	(0898) 23-2500 (代)
中予地方局 水産課	松山市北持田町132番地	(089) 941-1111 (代)
南予地方局 水産課	宇和島市天神町7番1号	(0895) 22-5211 (代)
〃 愛南水産課	南宇和郡愛南町城辺甲2420	(0895) 72-1322
〃 八幡浜支局 水産課	八幡浜市北浜一丁目3番37号	(0894) 22-4111 (代)